

令和7年度 就学援助のお知らせ（小・中学校）

浜田市では、経済的な理由でお困りの方に、給食費や学用品費などの費用の一部を援助しています。

対象となる方

以下の要件をすべて満たしている世帯

- ① 浜田市に住所を有し、公立の小中学校に通学するお子さまがいる世帯
- ② 浜田市外に住所を有し、浜田市立の小中学校に通学するお子さまがいる世帯
- ③ 就学援助の要件に該当する世帯

「就学援助の要件」とは？

- 生活保護が停止または廃止になった
- 児童扶養手当を受給している（ひとり親世帯）
- 世帯全員の市民税が非課税または減免である
- 生活福祉資金の貸付けを受けている
- 世帯全員の国民年金掛金が免除、減免または徴収の猶予をされている
- 保護者の死亡・離別・失業などで経済的に不安定な状況にある
- 上記には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が苦しい など

認定基準額の目安

所得とは、総収入金額ではなく、年間収入金額から所得控除等必要経費を差し引いた額です。

世帯構成 (例)	2人世帯 (父または母、 子1人)	3人世帯 (父、母、子1人)	4人世帯 (父、母、子2人)	5人世帯 (父、母、子3人)	6人世帯 (父、母、子3人、 祖母)
所得額	255万円 程度以下	268万円 程度以下	317万円 程度以下	356万円 程度以下	410万円 程度以下

※家族の構成・人数・年齢等によって違いますので、基準の目安を超える所得がある方も対象となる場合があります。

申請方法

必要書類

- 準要保護児童生徒認定申請書及び委任状
- 振込先口座の通帳の写し
- 令和7年度所得課税証明書 ※令和7年1月1日時点で浜田市に住所がない方のみ
※令和7年1月1日にお住いの市町村で、16歳以上の世帯全員分の交付を受けてください。



提出先および期限

在籍先の小中学校へ学校で指定された日までに書類を提出

(浜田市内の小中学校両方にお子様がおられる場合は、申請書類を小学校へ提出すると、同時に中学校の手続きも完了になります。)

※年度途中で認定を受ける場合は年間を通して受付(遡っての認定はできません)

援助内容	学年	小学校		中学校	
		1年生	2~6年生	1年生	2・3年生
学用品費等		11,630円	13,900円	22,730円	25,000円
新入学児童生徒学用品費 (4/1認定の1年生のみ)		54,060円		63,000円	
宿泊なし校外活動費		1,600円まで		2,310円まで	
宿泊あり校外活動費		3,690円まで		6,210円まで	
修学旅行費		実費		実費	
学校給食費		実費		実費	
日本スポーツ振興センター掛金		掛金免除		掛金免除	
体育実技用具費 (中学1年生で柔道着を購入の方)				7,650円 まで	
遠距離通学費 (公共交通機関の利用者)		実費(片道4km以上) ※校区外・区域外通学者は対象外		実費(片道6km以上) ※校区外・区域外通学者は対象外	
医療費 (学校の健康診断で見つかった虫歯等)		実費		実費	

※ 区域外就学許可を受けている方の支給費目は、以下のとおりとなります。

(1)市内在住で市外小中学校へ通学

- ▷ 学用品費、新入学学用品費、宿泊なし・あり校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費

(2)市外在住で市内小中学校へ通学

- ▷ 給食費、医療費



ちゅういじこう
注意事項

! 現在、就学援助を受けておられる方や、1月に「新入学学用品費(入学前支給)」の申請書を提出された方も新たに申請が必要です。

! 就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。世帯を別に行っている家族でも、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。

! 所得の申告をされていない場合は審査ができません。収入がない場合でも申告が必要です。

お問い合わせ先

在籍先の学校または 浜田市教育委員会

浜田市学校教育課 児童生徒支援係 Tel 0855-25-9711

〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田市役所北分庁舎1階